



広島県報

定期
第 38 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規 則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(行政管理室)

広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

(青少年・地域安全室)

告 示

狂犬病予防技術員の指定

(食品衛生室)

道路の供用開始

(道路河川管理室)

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(文化・県民協働室)

市町村都市計画の変更に係る図書の写し(二件)

(都市企画室)

開発行為に関する工事の完了

(建築指導室)

換地処分(市町村)

(広島地域事務所)

換地処分(市町村)

(福山地域事務所)

土地改良事業の工事の完了

(〃)

公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示

(〃)

正 誤

平成十八年五月一日付け広島県報(定期)第三十三号中

広島県告示第五百三十七号の訂正

(漁業調整室)

公布された規則のあらまし

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(規則第五十二号)(行政管理室)

改正の要旨

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(以下「特例条例」という。)の一部改正に伴い、特例条例第二条の表第十一号の三の規定により市町が処理する県道の維持修繕の対象となる道路を追加するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年六月一日

広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則(規則第五十三号)(青少年・地域安全室)

改正の要旨

広島県青少年健全育成条例の一部改正に伴い、深夜興行場等への立入制限の対象に個室又は他から見通すことが困難な区画を設けているまんが喫茶及びインターネットカフェを追加した。

二 施行期日

平成十八年七月一日

規 則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十二号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定

める規則(平成十二年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。
第二条の表の第四号を次のように改める。

四 削除

第四条第一項の表を次のように改める。

| 路 線 名 | 市 町 名 |
|---|-------|
| 三原竹原線、吉名停車場線、大乗停車場線、竹原港線、上三永竹原線、造賀田万里線、南方竹原線、竹原吉名線 | 竹原市 |
| 三次大和線、甲山甲奴上市線、世羅甲田線、府中世羅三和線、三次庄原線、三次三和線、三良坂総領線、三次江津線、二和大和線、新市三次線、甲奴停車場線、吉舎停車場線、三良坂停車場線、塩町停車場線、志和地停車場線、三次停車場線、神杉停車場線、別迫上下線、梶田三良坂線、太郎丸吉舎線、宇賀矢野線、宇賀安田線、若屋秋町線、糸井塩町線、和知塩町線、青河江田川之内線、和知三次線、木呂田本郷線、香淀三次線、大津横谷線、羽出庭向原線、羽出庭三良坂線、七塚三良坂線、下門田泉吉田線、三次インター線 | 三次市 |
| 大竹湯来線、大竹美和線(弥栄大橋を除く)、乙瀬小方線(乙瀬橋を除く)、玖波停車場線、大竹停車場線、栗谷大野線、栗谷河津原線 | 大竹市 |
| 甲田作木線、吉田邑南線、世羅甲田線、千代田八千代線、東広島向原線、邑南高宮線、三次江津線、下北甲田線、吉田口停車場線、上入吉田線、勝田吉田線、浅塚横田線、金屋壬生線、北船木線、中北川根線、船木上福田線、原田吉田線、古屋吉田線、志和口向原線、羽出庭向原線 | 安芸高田市 |
| 高田沖美江田島線、江田島大柿線、大君深江線、石風呂切串線、鷲部小用線、秋月飛渡瀬線、深江柿浦線 | 江田島市 |
| 呉平谷線、瀬野呉線、津江八本松線 | 熊野町 |
| 大崎上島循環線、大西大西港線、大田木ノ江線 | 大崎上島町 |

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十三号

広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

広島県青少年健全育成条例施行規則(平成四年広島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

正 則

第四条第一項中「歌唱させる営業を営む者」の下に「及び個室又は他から見通すことが困難な区画において客に図書類を閲覧若しくは視聴させ、又はインターネットの利用をさせる

営業を営む者」を加える。

附 則

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

告 示

広島県告示第五百七十五号

狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第六条第二項の規定による狂犬病予防技術員として、次の者を指定した。

平成十八年五月二十五日

指定番号 氏 名 住 所

第百十四号 岡 田 章 三 三原市本郷町本郷一〇六六番地一五 広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第五百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十八年六月八日までの間、縦覧に供する。

平成十八年五月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|---|-------------|
| 一般国道四三二号 | 東広島市河内町上河内字真城山一八二番地先から東広島市河内町上河内字虚空崎一四五番一地先まで | 平成十八年五月二十五日 |

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年五月二十五日

広島県知事 藤田雄山

| | | | | | |
|---|-----------------|----------------------------------|---|----------------------------|---------------------|
| 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ビジネスサポート・Bingo | 代表者の氏名 藤本 徳樹 | 主たる事務所の所在地 広島県福山市千田町千田四一・二三番地 | 定款に記載された目的 この法人は、企業・地域社会・市民に対して、永年の企業活動を通して培ったOB人材の知識、経験、技術、ノウハウを活用して、地域産業が抱えている課題を、経営から技術面まで幅広く支援し、地域社会全体の利益の増進と活性化に寄与することを目的とする。 | 定款変更の内容 特定非営利活動に係る事業の追加 | 申請年月日 平成一八年五月一六日 |
|---|-----------------|----------------------------------|---|----------------------------|---------------------|

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、尾道市から備後圏都市計画ごみ処理場四十一号向島町ごみ処理場の變更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年五月二十五日

広島県知事 藤田雄山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、尾道市から備後圏都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年五月二十五日

広島県知事 藤田雄山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年五月二十五日

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 広島県知事 藤田雄山

二 尾道市向島町字土井ノ下七六六番、七六六七番、七六六八番地先道路
開発許可を受けた者の住所及び氏名
尾道市向島町七四九一番地一
土本 昇

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によつて、届出があつた。

平成十八年五月二十五日

事業主体 地区名 事業名 換地処分年月日
広島市 三田東 区画整理事業 平成一八・五・一六

広島県広島地域事務所長 山本 敏 昭

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によつて、届出があつた。

平成十八年五月二十五日

事業主体 地区名 事業名 換地処分年月日
神石高原町 飯山 区画整理事業 平成一八・五・一

広島県福山地域事務所長 旗手 清 文

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百一十三条の二第一項の規定によつて、届出があつた。

平成十八年五月二十五日

事業主体 地区名 事業名 完了年月日
福山市土地改良区 土壁 区画整理事業 平成一八・四・二八

広島県福山地域事務所長 旗手 清 文

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第39号
次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年國家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年5月25日

広島県公安委員会
委員長 宮地 治 夫

| | | | | | |
|----------------|--|--------------------------|-------------------|--|------------------|
| 検定番号 6S0034 | 検定の有効期間 告示の日 (平成18年 5月25日) から3年間 | 遊技機の 種類 回胴式遊技 機 | 型式名 カクセイ ク1 | 申請者名(住所) 株式会社エーエ 代表取締役 福田 貞夫 (東京都江東区有明三丁 田1番地25) | 製造業者名(住所) 左 同 |
|----------------|--|--------------------------|-------------------|--|------------------|

正 誤

平成十八年五月一日付け広島県報(定期)第三十三号に登載の広島県告示第五百三十七号
(漁船保険義務加入事前届出に伴う指定漁船調査の縦覧)の一部を次のように訂正する。

農林水産部農水産振興局漁業調整室長

| | | | | |
|-----|---|----------------|---------------|---------------|
| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 五 | 上 | 二 一 後ろから | " " " 三・二一・一七 | " " " 三・二一・二七 |
| 五 | 上 | 三 後ろから | 吉川 春峰 | 吉川 晴峰 |
| 五 | 下 | 二 四 後ろから | 花高 正徳 | 岡崎 康則 |